○環境省令第二十号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

十五号)第三条の規定に基づき、

令和六年四月十九日

環境大臣 伊藤信太郎

ポリ塩化ビ フェ = ル 廃棄物の適 正な処理の推進に関する特別措置法施行 規則 \mathcal{O} 部 を改正す

る省令

ポ リ塩化ビフ エ ニル廃す 棄物 の適 正 な処理 の推 .進に関する特別措置法施行規則 (平成十三年環境省令

第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前 欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に 掲 げ

規定 \mathcal{O} 傍線 を付 た 部 分のように改め、 改 Î 前 欄 及び改正 後欄 に対応して掲げるその 標記 部分に二重

傍線を付した規定 (以 下 「対象規定」という。) は、 当該: 対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
(環境に影響	環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品の基準	ない製品の基準	(環境にど	環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品の基準	ない製品の基準
<u> </u>)		
第五条 令第三	令第三条の環境省令で定める基準は、	基準は、製品	第五条 令等	令第三条の環境省令で定める基準は、	る基準は、製品
に封入されて	に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油に	ールを含む油に	に封入され	に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油に	ールを含む油に
ついて、当該	ついて、当該油に含まれるポリ塩化ビフェニルの	ピフェニルの	ついて、火	ついて、当該油に含まれるポリ塩化ビフェニルの	化ビフェニルの
量が当該油一	量が当該油一キログラムにつき○・五ミリグラム	五ミリグラム	量が当該油	量が当該油一キログラムにつき○・三ミリグラム	三ミリグラム
以下であることとする。	ととする。		以下である	以下であることとする。	

附則

この省令は、公布の日から施行する。